令和９年度当初予算編成要領

１　基本方針について

（１）現状認識

国内外の情勢や本県を取り巻く環境を見ると、

・不安定な世界情勢と世界経済の構造の変化
・気候変動や生態系の変化
・ＡＩ等の技術革新
・少子高齢化と人口減少、それに伴う労働供給制約
・社会インフラの老朽化と、地域での公共的サービスの維持困難
・価値観の多様化と暮らし方の変化
・地域のつながりの希薄化

など、様々な変化や課題がある。

こうした中、既に、社会の様相の変容が随所に見られるが、 2026年からの四半世紀（～2050年）では加速度的な変化が想定される。その中で持続可能で豊かな滋賀を実現するため、柔軟に、かつ不断に「暮らし」と「社会」をみんなでリ・デザインしていくことが求められている。

また、分断や対立、孤独・孤立が鮮明になる中にあって、利他のこころや「三方よし」、「この子らを世の光に」といった滋賀に根付く温もりのある精神を生かし、根源に問を立てて、結び、育み、「つながり」の創出によって、ささえあってともにいきる「健康しが」の取組を進めることが重要である。

（２）本県の財政状況等

本年７月に内閣府が公表した年央試算においては、我が国経済は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を引き続き注視する必要があることに加え、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとされている。

また、本年７月に示された「経済財政運営と改革の基本方針2026」においては、県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることから、大幅な伸びを期待することはできない状況である。

さらに、本県の「財政収支見通し（令和８年３月試算）」においては、義務的経費である人件費・社会保障関係費・公債費の増加や、県立高等専門学校の整備、県立学校などの老朽化対策をはじめとする大規模事業の進捗など財政需要の高まりに伴い、令和９年度から令和12年度までの４年間で累計517億円の財源不足が見込まれるとともに、近年の金利上昇に伴い中長期的に公債費のさらなる負担の増大が懸念されることから、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題となっている。

（３）令和８年度当初予算編成に向けて

令和９年度当初予算編成に向けては、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現のため、誰もが滋賀で自分らしくそれぞれの「幸せ」を感じられ、滋賀に誇りを感じ、住み続けたいと思えるような、ささえあってともにいきる「健康しが」の実現に向けて、「暮らし」と「社会」のリ・デザインを強力に推進していく観点から、施策構築を進める。

併せて、施策の展開に必要な財政の持続可能性を確保するため、社会情勢の変化が加速する中、滋賀の未来に向けて必要な投資など、新たな行政需要等にも的確に対応できるよう、継続性のある歳入の確保、既存事業の不断の見直しによる経営資源の効果的・効率的な活用、公債費の適正管理、公共施設マネジメントなどにより、組織横断で戦略的な行財政の最適化を進める。

２　基本的な考え方について

（１）令和９年度に向けた施策構築の方向性

令和９年度は、基本構想実施計画(第３期)の初年度であり、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」と、ささえあってともにいきる「健康しが」の実現に向けて、全ての事業において部局間の連携や多様な主体との協働を進めることと併せて、社会の変化に応じて事業を大胆に見直すこともいとわず、人的資源と財源を行政需要へ的確に振り向けることも一体的に検討しながら、県政全般で「暮らし」と「社会」のリ・デザインを強力に推進していく。

その中で、以下の考え方を持って施策構築を進めていく。

- リアルな「今」を大切にしながら、祖先や子ども・孫など長期的な時間軸で捉えること。
- 暮らしや社会を映す鏡であり未来を見通す窓である琵琶湖を有する滋賀から、新しい社会モデルを発信するという気概のもと、広域や世界を俯瞰し、つながり、ともに歩むこと。
- 生老病死や弱さ・衰えを前提として、多様な地域住民等の主体や自然、あらゆるいきものをつなげ、共創を推進すること。
- 本格的な人口減少下にあっても、持続可能な地域運営を行うために、県域での経営資源の最適化を図るなど、リ・デザインに取り組むこと。
- ＡＩ等のテクノロジーの積極的な活用はもとより、テクノロジーが社会に与えるインパクトを見据えて施策や事業を検討すること。
- 滋賀県職員の志（パーパス）「琵琶湖とくらしを守る。三方よしで笑顔を広げる。豊かな未来をともにつくる。」を意識し、滋賀県に関わる全ての人の不安や願いに寄り添うこと。

これらを踏まえ、令和９年度は次に掲げる柱を中心に施策を構築する。

【施策の柱】

①　子ども・子ども・子ども
②　ひとづくり
③　人と地域の健康づくり
④　安全・安心で暮らしやすさを実感できる社会づくり
⑤　産業の活力と魅力づくり
⑥　豊かな自然を未来につなぐ環境づくり

さらに、上記に加え、「時機を捉え、全庁一丸で推進する取組」として、以下の３点に取り組む。

- 地域の特性を生かした経済の活性化
- ＤＣを契機としたまちづくりの推進
- 県北部地域の振興

（２）財政健全化の推進

予算編成においては、引き続き多額の財源不足が見込まれる状況に鑑み、国の予算編成の在り方見直しや減税等の地方財政への影響も踏まえながら、本県財政の持続性・安定性の確保に向けて、継続性のある歳入確保の取組や、既存事業の不断の見直しによる効率化等を促進することとする。また将来の公債費の適正管理を一層推進するなど、組織横断で戦略的な行財政の最適化を進めることとする。

新たな施策構築につなげるためには、既存の業務を見直すことによりヒトや財源の経営資源を生み出し、これを効率的・効果的に活用していく必要があることから、現行の業務が現在の社会情勢や県民ニーズに合っているか、業務の実施主体として最適な主体はどこかを改めて検証するとともに、業務のあり方や手法そのものを見直し、業務の見直しを通じて組織の余力を創出し、生み出した人的余力や財源を、新たな施策展開や行政需要への対応のほか、真に注力すべき事業や組織の基盤となる不易の業務に活用することで、行政サービスの質の向上を図るため、「新たな施策展開に向けた業務の見直し」（令和８年７月22日付け滋人第1041号、滋行経

推第238号、滋財第168号総務部長通知）（以下、「業務見直し通知」という。）に基づき取組を着実に進める。

ア　歳入確保

基幹的な歳入である県税や地方交付税の安定確保はもとより、国への政策提案・要望による国費等の獲得、ネーミングライツやクラウドファンディング、ふるさと納税による寄附の獲得、県有財産の空きスペースや未利用地等の有効活用などに取り組むほか、引き続き国スポ・障スポ大会のレガシーの継承を含め、企業や各種団体との共創の関係構築に努めることで、将来にわたって継続性のある財源を確保する。

イ　歳出見直し

経済・社会情勢の変化を見据えるとともに、決算特別委員会、包括外部監査や定期監査、基本構想審議会等の外部からの意見も踏まえ、事業効果や実績の検証をした上で、ゼロベースで事業の必要性の判断を行うこと。

特に、５年間事業手法等の見直しがなく継続実施している裁量のある経費については、事業成果を検証し、積極的に廃止を検討するとともに、廃止しない場合には事業手法の見直しを行うこと。

ウ　公債費の適正管理

防災・減災、国土強靭化や公共施設の老朽化対策等に伴う県債発行額の増加や金利上昇等に備え、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、公債費の適正管理を一層推進する。

エ　公共施設マネジメント

「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（令和８年３月策定）に基づき、適切な規模・サービス水準を踏まえた機能集約等の推進により施設総量の適正化を図りながら、中長期的な観点で計画的な更新・改修の取組を進めることとし、施設老朽化へ適切に対応すること。

＜予算編成に当たって留意する点＞

〇国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、「強い経済」の実現、強い外交・安全保障の確立、国民の安心・安全の確保、中長期的には少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、持続可能な地方行財政基盤の強化に取り組むこととしている。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策・制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるように取り組むこととする。

〇市町との連携強化

急速に進む人口減少への対応や地域活性化策など、県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを活かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策の実施や制度改正にあたっては、情報を十分に共有し、必要に応じて意見交換や調整を行うなど、市町の理解と協力の下に施策を着実に実行できるよう取り組むこととする。

加えて、今後、県・市町ともに人口減少に伴う職員数および財政規模の構造的な縮小に直面することが見込まれるなか、持続可能な自治体運営を行うためには、県域での経営資源の最適化を図ることが重要であり、予算編成においても市町も含めた全体最適の視点を意識すること。

○多様な主体との協働・連携・共創

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめNPO、企業、大学などの多様な主体と、課題を共有し、対話を積み重ね、共感を広げ、協働・連携を基本に、将来を見据え新たな価値や魅力を一緒に創る共創の視点を強く持つ必要がある。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共創を常に意識し取組を進めることができるよう努めることとする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があるため、予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施する場合にあっても、事業のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

○広域連携

社会情勢等が複雑化・多様化することに伴い、県域を越えた広域連携の必要性がますます高くなってきていることから、これまで築いてきた関係性やネットワークを活かしながら、それぞれの地域の強みや施策を相互に結び付け、本県の発展につなげていく施策を展開できるよう取り組むこととする。

3　予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠（以下、「部局枠」という。）は、令和８年度当初予算額を基礎として、「令和９年度当初予算における枠外要求項目について」（令和８年７月１日付け事務連絡財政課長通知）（以下、「枠外要求項目通知」という。）により協議を了した枠外要求経費、および以下の（１）から（７）の特別枠、経済情勢や国の動向を踏まえた調整等を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、部局枠の範囲内で、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費については十分精査すること。

なお、各特別枠や個別の歳出等については、以下のとおり取り扱う。

（１）施策チャレンジ枠

基本構想を着実に推進するため、「基本構想推進のための施策チャレンジ枠について」（令和８年７月28日付け滋企調第168号総合企画部長通知）により、「主要施策の知事協議」を経て採択した事業については、「施策チャレンジ枠」を設定することにより、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（２）長寿命化等推進特別枠

「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業ならびに「更新・改修方針」に定める更新事業および改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和９年度当初予算編成に向けた対応および更新事業の着手に向けた部局横断の取組等に関する状況調査について」（令和８年５月20日付け滋財第2072号財政課財産活用推進室長通知）による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」

を設定することにより、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（３）基金充当事業

次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ当該右欄に掲げる通知による協議を了したものは、所要の予算額を見積もることができるものとする。

ＣＯ₂ネットゼロ社会づくり推進基金充当事業	令和９年度ＣＯ₂ネットゼロ社会づくり推進基金の充当事業について（令和８年７月２日付け滋ゼロ推第195号ＣＯ₂ネットゼロ推進課長通知）
琵琶湖森林づくり基金充当事業	令和９年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（令和８年７月22日付け滋森政第492号琵琶湖環境部長通知）
子ども・若者基金充当事業	令和９年度滋賀県子ども・若者基金の充当希望事業調べ等について（令和８年７月28日付け滋子若私第785号子ども若者部子ども若者政策・私学振興課長通知）
中小企業活性化推進基金充当事業	令和９年度中小企業活性化推進基金事業に係る庁内提案（事前募集）について（令和８年７月１日付け滋中活本第５号中小企業支援課長通知）

（４）滋賀応援寄附充当事業

滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（５）業務見直し通知事業

業務見直しを推進するため、２（２）の業務見直し通知による協議を了したものは、所要の予算額を部局枠とは別に見積もることができるものとする。

（６）歳入確保インセンティブ加算

自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、これまでより増収となるもの（未利用県有地の売却を除く。）については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。

なお、１回に限り、実績額と同額（継続的な歳入の場合は倍額）を、部局枠に加算することとするが、当該歳入確保の取組にあたり、枠外要求項目通知　記１（１）⑧により配分した金額がある場合は、当該加算額から当該配分額を控除することとする。

また、当該加算額は、実績額に係る決算の翌々年度の当初予算以降３年間に限り、分割して加算を受けることができる。

（７）大規模事業等

大規模事業等については、知事との協議を了し実施の方針が決定されたものに限り、所要の予算額を見積もりすることができるものとする。

なお、見積りに当たっては、事業着手時期やより効率的・効果的な事業手法の検討、規模の精査、事業費の平準化、有利な地方債の活用や時限措置の徹底、増額を要する場合は公債費の適正管理の方針との整合性を図るほか、前例にとらわれることなく広く財源確保策の検討を行うことなどにより対応すること。

（８）職員給与費

職員給与費については、執行体制に関係するものを除き、新規・追加を伴う場合はあらかじめ調整を行い、了とされた内容により見積もりを行うこと。

（9）扶助費

扶助費については、単なる要望の積上げ等ではなく、過年度の実績等も勘案するなど、多角的に分析し、適切に見積もること。

（10）公債費

公債費の負担が中長期に増大することが見込まれるため、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、事業の必要性を見極めるとともに、地方交付税措置のある有利な県債を活用するなど、将来負担にも十分留意して県債を充当すること。

4　留意事項について

（1）予算の調整

予算編成に当たっては、本県財政の状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

なお、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

（2）基金の廃止・統合等

基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したもの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

（3）民間活力の活用等

県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、更なる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について、安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等に留意しつつ、積極的に検討すること。

（4）出資法人に対する財政的関与の縮小

出資法人については、県の説明責任を果たすという観点から、県の関与のあり方等を不断に見直す必要がある。

特に、出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小が図れるよう、検討すること。

（5）適正な事務執行の確保

事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積もりに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。

（6）労務費等を適切に反映した適正な積算

予算見積もりに当たっては、賃金や物価の上昇を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とすること。

（7）温室効果ガス削減効果

予算見積もりに当たっては、温室効果ガス排出量削減効果が高まるよう、考慮すること。

（8）ジェンダー視点に立った取組の推進

予算見積もりに当たっては、別途発出される「令和９年度男女共同参画・女性活躍の推進

について」（滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部長通知）を踏まえ、ジェンダーの視点に十分留意すること。

（９）予算編成作業の負担軽減

予算編成作業は、多くの職員が関わり、期間も長期間に及ぶことから、部局の裁量拡大や枠外要求基準の見直しなど事務負担の軽減を進めている。今後の編成過程においても、全庁的な負担軽減に資するよう更なる検討を行うこととしているが、各部局においても、協議資料の削減や協議時間の短縮など、事務の効率化や省力化に十分留意すること。

５　その他

（１）予算見積書の提出期限は、11月２日（月）とする。

ただし、公共事業に係る見積書の提出期限は、11月13日(金)とする。

なお、予算編成システムへの入力をもって、予算見積書を提出したものとみなす。

（２）職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。

（３）その他必要な事項等については、別途通知する。